

「障がい者理解に関するアンケート」調査結果（令和6年度）

【概要】

- 障がいのある人が困っているときに、「手助けをしたことがある。」と回答した人は 38.5%であった一方、「手助けをしなかった。」と「別の方がした等の理由からできなかった。」と回答した人は 16.8%であった。
なお、半数近い 44.8%の方が「困っている方を見かけたことがない。」という結果であった。
- 障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいサポーター」養成研修について、0.8%の方が既に受講済みであり、また、受講を希望する方が全体の 53.1%であった一方、「あまり興味がない。」と回答した方が、46.3%であった。
- 障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見を 65.5%があると考えている。なお、半数近い 44.5%の方が、身の回りで、障がい者が直面している社会的障壁を解消するための配慮がされるのを見聞きしたことが「ある。」という結果であった。
- ヘルプマークについて、「知っている。」と回答した方は 48.0%であり、「知らないが、見たことがある。」と回答した方は 14.8%であった一方、「知らないし、見たこともない。」と回答した方は 37.3%であった。
- 身体障害者補助犬には「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の3種類が定義されているが、「全て知っている。」と回答した方は 24.8%であり、「全ては知らないが、一部知っている。」と回答した方は 66.3%であった一方、「全て知らない。」と回答した方は 9.0%であった。また、「身体障害者補助犬法」において、公共施設において補助犬の受入れ義務があることを「知らない。」と回答した方が 45.5%であった。
- 障害のある人等歩行が困難な方が利用できるパーキングパーミット制度について、知っていると回答した方は 55.0%であった。
- 障がい者虐待にかかる通報義務や通報先・相談窓口について、いずれも知っていると回答した方は わずか 16.3%である一方、いずれも知らないとした方は半数以上の 60.5%であった。
- 学習障害（LD）注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症などの発達障がいについて、「障がいの特性も含めて知っている。」と回答した方は 22.5%であり、障がいの名称や一部を知っていると回答した方を含めると 87.5%であった一方、「知らない。」と回答した方は 12.5%であった。また、発達障がいにかかる相談窓口について、県及び市町の窓口をいずれも知らないと回答した方は、半数近くの 46.3%であった。

1 調査目的

令和6年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が施行され、事業者における合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者の権利擁護の推進が図られており、県においても令和4年度から開始した、障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいサポーター」の養成研修等を通じ、障がい者理解の促進に取り組んでいるところであり、本調査を通じて県民の意識調査を行うことで、今後の障がい福祉施策検討に活用する。

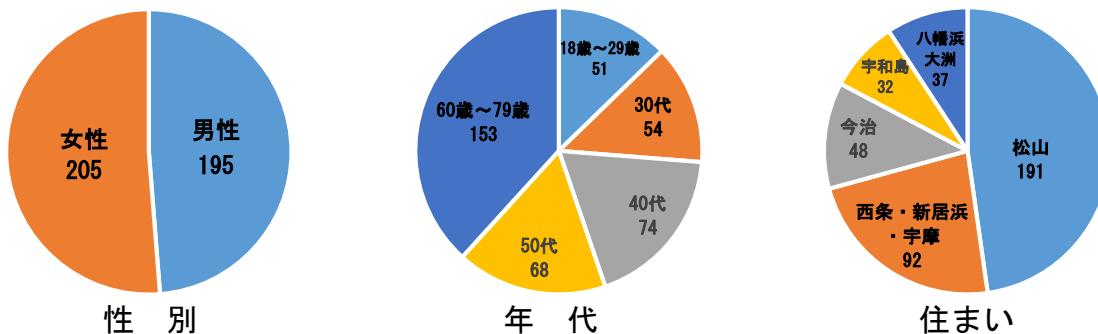
2 調査方法等

<Web式：回答数 400>

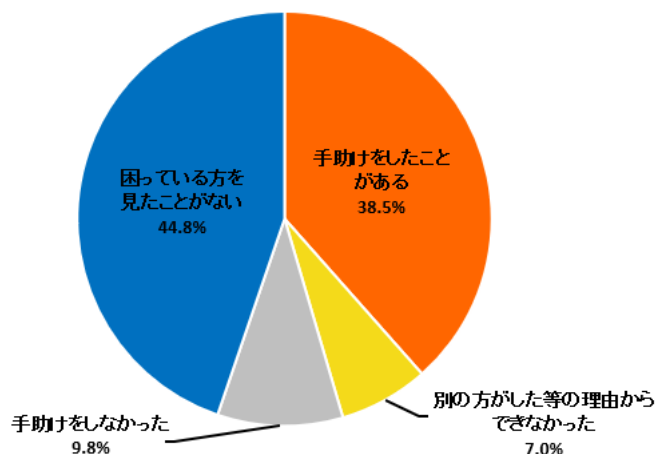
- ・実施期間：令和6年6月28日～7月4日
- ・実施場所：Web上（愛媛県政課題調査）

3 調査結果

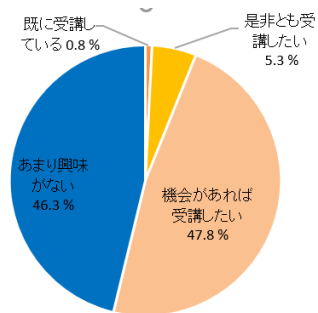
（1）回答者について



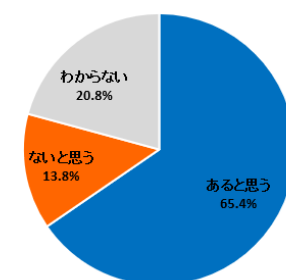
（2）障がいのある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか？



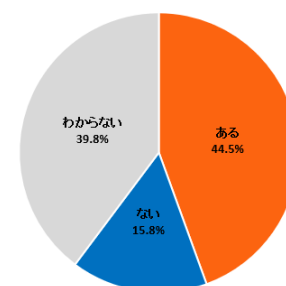
- (3) 県では、障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいサポーター」を養成する研修を実施していますが、研修を受講してみたいと思いますか。



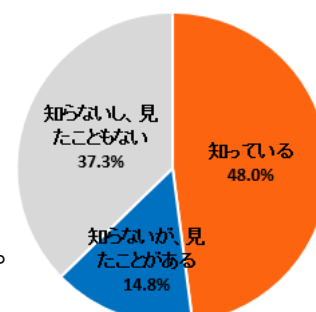
- (4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見はあると思いますか。



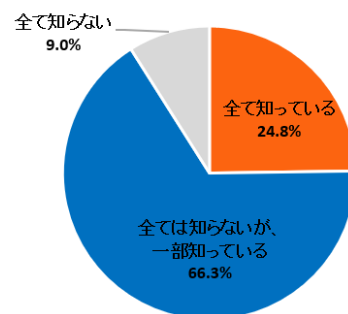
- (5) 身の回りで、障がい者が直面している社会的障壁(※)を解消するための配慮がされるのを見聞きしたことがありますか。
(※)生活する上で、障害者等の参加を妨げるあらゆる障壁（バリア）をいう。



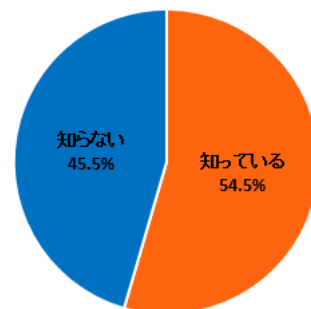
- (6) ヘルプマークとは、妊産婦や障がいのある方が、援助を必要としていることを周囲の方々に知らせるためのコミュニケーションツールとして作られたマークです。
あなたは、このヘルプマークについて知っていますか。



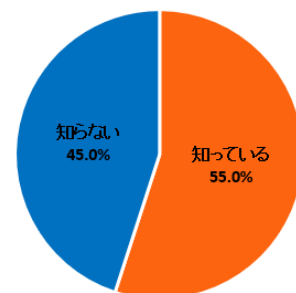
- (7) 身体障害者補助犬法において、身体に障がいがある方の生活を支援する「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の3種類が補助犬として定義されていますが、あなたは、これら補助犬を知っていますか。



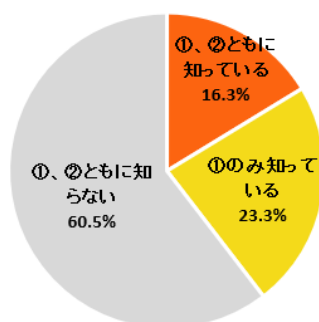
- (8) 同じく身体障害者補助犬法において、公共施設、公共交通ホテルやレストランなど不特定多数の者が利用する施設に補助犬の受入れ義務があるとされていることを知っていますか。



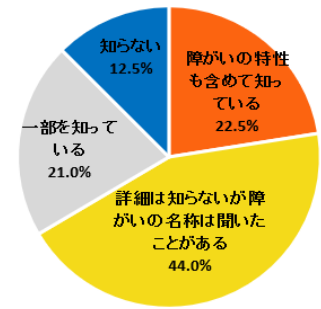
- (9) 障害のある人、高齢者、妊婦やけが人などで歩行が困難な方に対して県が利用証を交付し、施設の専用駐車スペースへ駐車することができるパーキングパーミット制度を知っていますか。



- (10) 障害者虐待防止法において、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」とされていますが、あなたは、
① 虐待を受けたと思われる（疑いを含む）障がい者を発見した人に、通報義務があることを知っていますか。
② 通報先、相談窓口として、各市町の障がい者虐待防止センターや愛媛県障がい者権利擁護センターがあることを知っていますか。



(11) 発達障がいには、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症などがありますが、あなたは発達障がいについて知っていますか。



(11) 発達障がいの窓口として、
 ①愛媛県発達障がい者支援センターや
 ③ 各市町
 にも発達障がいに関する相談窓口があることを知っていますか。

